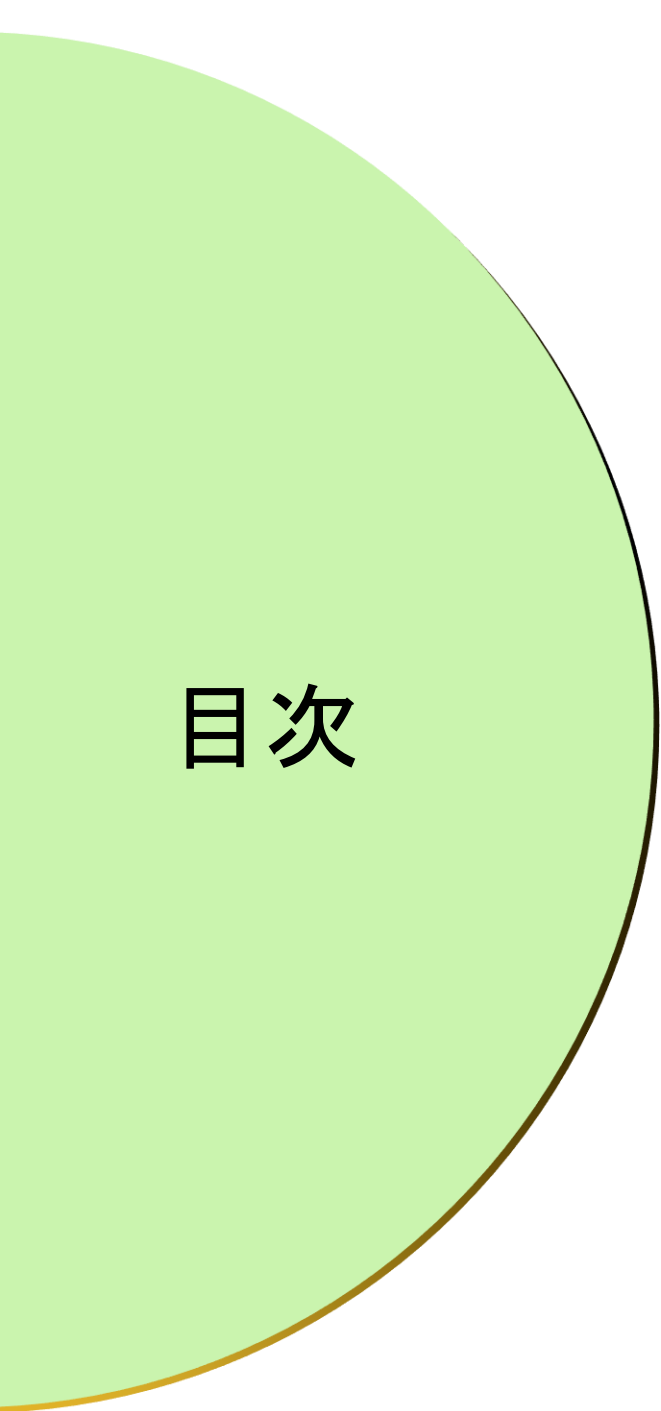


# 所沢市 公民連携ガイドライン

令和5年7月 所沢市 経営企画課 公民連携推進室



# 目次

1. はじめに
2. 公民連携推進室の役割
3. 公民連携の体制
4. 連携事業の進め方
5. 公民連携に対する姿勢
6. 留意事項
7. 連携のための要件

## 1. はじめに

公民連携とは、行政と企業・大学等が協働で公共サービスの充実を図る手法のことです。

所沢市では、これまでも市民サービスの向上、地域課題の解決、地域の活性化を主な目的として公民連携を進めてきましたが、さらに連携を推進するために、令和5年度から**公民連携推進室**を開設しました。

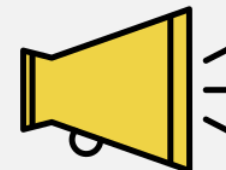
本ガイドラインは、所沢市が公民連携を推し進めていくにあたり基本的な姿勢や考え方を示すことで、企業・大学等と所沢市がお互いの認識を共有することを目的として策定したものです。





### 一元的な窓口

企業・大学等からの連携に関する提案・相談を一元的に受け付けます。



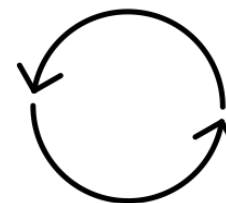
### 情報の発信

公民連携に関する情報を庁内・庁外に発信します。



### マッチング

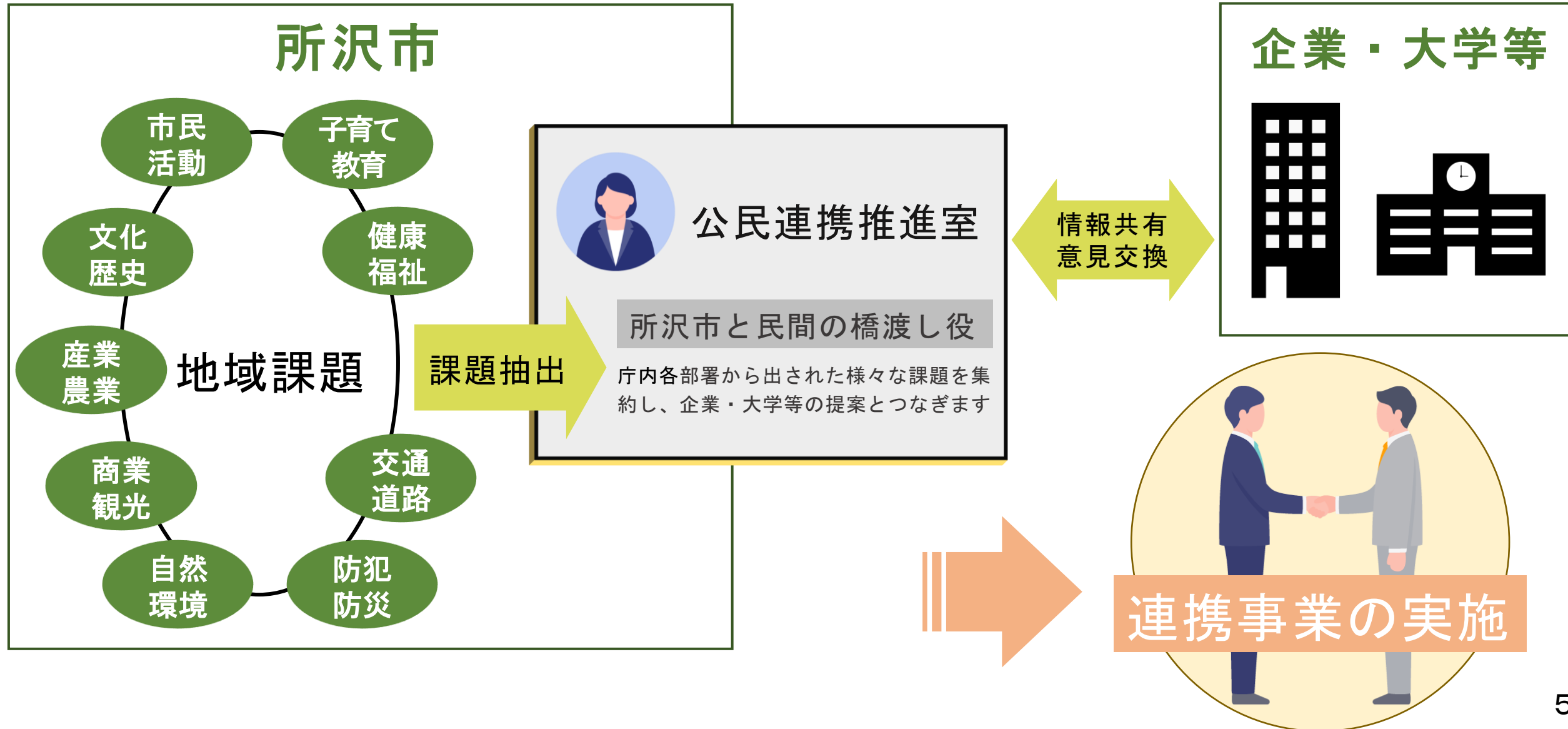
企業・大学等からの提案・相談を適切に庁内各担当セクションにつなぎ、すみやかな連携の実現を図ります。



### 連携の推進

マッチング後も継続的な関係を築くため、効果的な連携手法の検討を行います。

# 3. 公民連携の体制



# 4. 連携事業の進め方

## 自由提案

特定のテーマに捉われない自由な発想の提案を常時受け付けます

## 個別提案

各所属があらかじめ示した地域課題に対して提案を受け付けます

公民連携推進室で提案内容を精査し、関係する部署の選定および調整を行います

公民連携推進室から課題を所管する部署に情報提供し、連携可能性を検討します

- ◆ 対話を通じて、双方が目標を共有します
- ◆ 双方にとってメリットのある連携方法を協議します
- ◆ 必要に応じて、事業化に向けた実証実験を行います

実証事業等により効果を検証し、事業化の可否、連携協定の締結等を検討します

業務委託

包括連携協定

個別連携協定

提案募集

マッチング

協議・実証実験

評価

## 5. 公民連携に対する姿勢

POINT  
01

### 公平性の確保

常に開かれた窓口を設け、さまざまな民間事業者に提案の機会を確保します。

POINT  
04

### アイデアの保護

連携事業は原則オープンに実施しますが、検討段階におけるアイデアについては保護します。

POINT  
02

### 対等な関係

相互理解に努め、双方にとってメリットのある関係を目指します。

POINT  
05

### 連携環境の整備

オープンデータやフィールドの提供など、連携事業が進みやすい環境の整備に努めます。

POINT  
03

### 契約に係る規定の順守

連携事業の実施にあたり、市の財政負担が伴う場合は、契約に係る規定に基づき適正に対応します。

- 提案される連携事業については、原則として市の財政負担を伴わないものを想定しています。市の財政負担を要する場合や公平性の確保が必要な場合は、入札やプロポーザル等の手続きを経ることがあります。
- 連携事業の成立・不成立に関わらず、市は提案・相談等に係る一切の費用の補填や賠償をしません。
- 提案内容が第三者の知的財産権を侵害し、損害賠償等が生じた場合は、自己の責任において賠償の負担と必要な措置を講じる必要があります。
- 社会情勢の変化や法令改正等に伴い、今後必要とされる公民連携の取組みに適切に対応しながら、本ガイドラインについても適宜見直しを行います。



### ●連携対象とする事業者等

次の要件のいずれにも該当しないこと

- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの
- ・ 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱にもとづく入札参加停止措置を受けているもの、または同要綱に該当すると認められるもの
- ・ 所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けているもの、または同要綱に該当すると認められるもの
- ・ その他事業連携の対象としてふさわしくないと市長が認めるもの

### ●連携対象となる事業


次の要件のいずれにも該当しないこと


- ・ 直接的な営業または広告宣伝を目的とするもの
- ・ 法令等に抵触するおそれのあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 宗教性や政治性を有するもの
- ・ 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがあるもの
- ・ その他不適當であると市長が認めるもの


みなさまのご相談・ご提案をお待ちしています。  
お気軽にお問合せください。

お問い合わせ先

所沢市 経営企画課 公民連携推進室

 所沢市並木一丁目 1 番地の 1  
所沢市役所高層棟 3 階

 04-2998-9027

 a9027@city.tokorozawa.lg.jp